

# 福岡県公報

平成二十七年二月二十七日  
第三千六百七十二号  
増刊 ①

## 目次

### 規則(第七号)

○福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (砂防課) ……………一

### 正誤

○薬事法施行細則の一部を改正する規則(平成二十六年福岡県規則第五十三号) 中正誤 ……………三

## 規則

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年二月二十七日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第七号

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十七年福岡県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項及び第三十条第二項」に改める。

第三条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第二項中「第

七条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。  
第五条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改める。  
様式第一号を次のように改める。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒 812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目 2 番 15 号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

←————— 9 センチメートル —————→

第 号

身 分 証 明 書

(写真貼付)

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 5 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日          年    月    日

有効期限            年    月    日まで

福岡県知事          印

↑  
6.5  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル  
↓

備考 写真は、縦2.5センチメートル、横2.5センチメートルとする。

(裏)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (抜粋)

第 5 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

5 第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 22 条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第 10 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項、第 19 条又は前条第 1 項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

2 第 5 条第 5 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 30 条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第 5 条 (第 1 項及び第 4 項を除く。) の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。

様式第三号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。  
 様式第四号中「第16条第1項ただし書」を「第17条第1項ただし書」に改める。  
**附 則**  
 (施行期日)

正 誤

26・12・5	発行年月日
3651 増刊②	公報番号
規則	種類
53	同上番号
10	ページ
○	上欄
	下欄
6	行
	備考
この規則は、	正
この条例は、	誤

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。